

危険物等検査業務規程附属書第2（第11条、第14条、第17条及び第18条関係）

液状化等物質運送許容水分値測定、液状化等物質水分測定及び液状化等物質積付検査の実施方法等

目次

- 第1章 総則
- 第2章 検査及び測定の実施方法
- 第3章 検査証及び測定表の交付等
- 第4章 検査員及び測定員の選任
- 第5章 手数料及び旅費
- 第6章 雜則

第1章 総則

(目的)

第1条 この附属書は、危険物等検査業務規程（平成16年本安技第16-30号、以下「規程」という。）第11条、第14条、第17条及び第18条の規定に基づき、液状化等物質運送許容水分値測定（以下「TML測定」という。）、液状化等物質水分測定（以下「水分測定」という。）及び液状化等物質積付検査の実施方法等に関し必要な事項を定めたものである。

(用語)

第2条 この附属書において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、この附属書に限り次の表の左欄に掲げる用語は右欄に掲げるものをいうによる。

省令	特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）
特殊貨物告示	液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示（平成22年国土交通省告示第1526号）
集積区分	船積み予定の单一液状化等物質の单一銘柄が集積場所の任意の置場で形成する山型のストックパイル（貯蔵山）の一山を以って、一つの集積区分とする。 ただし、同一の屋内貯蔵場所において同一物質（物質名、銘柄、貯蔵環境が同じで、協会が認めたものに限る。）が擁壁で間仕切りされた複数の小区画に分割貯蔵されている場合、それらを以って一つの集積区分と同義と見なす。

第2章 検査及び測定の実施方法

(検査及び測定の実施の要領等)

第3条 TML測定、水分測定及び液状化等物質積付検査の実施要領は、別記に定めるところによる。

第4条 (略)

第5条 液状化等物質積付検査を執行する検査員は、検査を行うに当たって、船舶への積載方法その他運送の方法等が省令及び特殊貨物告示の定めに適合していることを確認するものとする。

第3章 検査証及び測定表の交付等

(文書の作成等)

第6条 液状化等物質運送許容水分値測定表（以下「TML測定表」という。）又は液状化等物質水分測定表（以下「水分測定表」という。）の作成、液状化等物質積付検査の合格不合格の決定及び液状化等物質積付検査証その他の発信文書に係る決裁文書は、起案文書を用いて起案するものとする。

第7条 (略)

第8条 (略)

(合格不合格の決定)

第9条 検査事業所は、液状化等物質積付検査において液状化等物質の船舶への積載方法その他運送の方法等が省令及び特殊貨物告示の定めに適合していると認めるときは、液状化等物質積付検査に合格したと判断し合格の決定をするものとし、適合していないと認めるときは合格しなかったと判断し不合格の決定をするものとする。

2～4 (略)

第10条 (略)

(検査証及び測定表の交付)

第11条 検査事業所は、TML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証を申請者又は当該申請者から委任を受けた者にできる限り確実な方法により交付し又は再交付しなければならないものとする。

2 検査事業所は、前項の委任を受けた者にTML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証を交付する場合は、その交付に先立ち当該申請者からTML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証の受領に関し委任を受けた旨を書面に基づき確認しなければならないものとする。

(検査証及び測定表の交付等)

第12条 (略)

2 検査事業所は、液状化等物質積付検査に合格した者に対しては液状化等物質積付検査証を交付するものとする。

3 検査事業所は、液状化等物質積付検査に不合格となった者に対しその旨を通知するものとする。

4 第1項のTML測定表若しくは水分測定表又は第2項の液状化等物質積付検査証は、当該申請を受理した検査事業所において作成し、交付するものとする。

5 第3項の通知は、検査事業所が口頭により行うものとする。ただし、書面による通知を希望する旨の申出をした者に対しては、書面により行うものとする。

第13条 検査事業所は、前条第4項の規定によりTML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証を作成するときは、次の各号に掲げる用に供するため当該測定表又は検査証の控1通及び写し1通以上を作成するものとする。

一～二 (略)

三 その他の写し TML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証の交付を受けた者から申請があつた場合の交付の用

2 検査事業所は、TML測定、水分測定又は液状化等物質積付検査申請者からTML測定表英訳書、水分測定表英訳書又は液状化等物質積付検査証英訳書の交付の申請があつたときは、TML測定にあつては液状化等物質運送許容水分値測定表英訳書(第1号様式)、水分測定にあつては液状化等物質水分測定表英訳書(第2号様式)又は液状化等物質積付検査にあつては液状化等物質積付検査証英訳書(第3号様式)を交付するものとする。

3 前項のTML測定表英訳書、水分測定表英訳書又は液状化等物質積付検査証英訳書は、当該TML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証を交付した検査事業所において作成し、交付するものとする。(以下、省略)

(検査証及び測定表の写しの交付)

第14条 検査事業所は、TML測定表、水分測定表又は液状化等物質積付検査証の交付を受けた者から当該測定表又は検査証の写しの交付の申請があつたときは、当該測定表又は検査証の写しを交付するものとする。

(検査証及び測定表等の記載要領)

第15条 TML測定表、水分測定表、液状化等物質積付検査証その他の証書の記載要領等は、細則で定めるものとする。

第4章 検査員及び測定員の選任

(検査員又は測定員による検査又は測定の執行)

第16条 協会は、職員のうちからTML測定員、水分測定員又は液状化等物質積付検査員を任命し、TML測定、水分測定又は液状化等物質積付検査の執行に関する事務を行わせるものとする。

第17条 (略)

第18条 (略)

第19条 (略)

第5章 手数料及び旅費

第20条 (略)

(液状化等物質積付検査手数料及び旅費)

第21条 液状化等物質積付検査手数料及び旅費は、次に掲げるものとする。

一 液状化等物質積付検査手数料

イ 基本料金

1船につき 500トンまで	28,570 円
500トンを超えるトン数については		
10トン又はその端数につき	363 円

ロ 時間外割増料金

16時30分より 21時30分まで	1時間につき	1,953 円
21時30分より 5時まで	1時間につき	2,344 円
5時より 8時30分まで	1時間につき	1,953 円
8時30分より 16時30分まで			
(日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定 する休日及び年末年始(12月31日 から翌年の1月3日(前記の日を 除く))に限る。)	1時間につき	1,953 円

ハ 液状化等物質積付検査証等交付料

(1) 液状化等物質積付検査証交付料

3通まで	無料
4通以上 1通につき	342 円

(2) 英訳書交付料

3通まで	無料
4通以上 1通につき	342 円

二 旅費

イ 日当 (検査事業所所在地より片道 80 km 以上の地域に出張した場合)	
1日につき	2,000 円
ロ 宿泊料 1日につき	10,700 円
ハ 交通費	実 費

第6章 雜則 (略)

附則 (略)

第1号様式～第12号様式 (略)

別記（第3条関係）TML測定、水分測定及び液状化等物質積付検査の実施要領

（検査及び測定実施方法）

第1条 検査員及び測定員は、測定又は検査の執行については、規程第2条で定めるところに従い行うものとし、その実施の要領は、省令の規定及び特殊貨物告示の規定によるほか、この別記の定めによるものとする。

第2条 （略）

第3条 （略）

（液状化等物質積付検査実施方法）

第4条 液状化等物質積付検査に当たっては、液状化等物質を運送する船舶の構造及び設備並びに当該液状化等物質以外の積載貨物等の性状等を調査し、かつ、当該航海の航路、寄港地、気象、海象等を考慮したうえ、当該船舶が当該液状化等物質を積載するのに適していることを確認しなければならない。

- 2 液状化等物質の積載場所は、あらかじめ十分に清掃されていることを確認すること。
- 3 液状化等物質積付検査の手順等は、国土交通省船舶検査心得を参考とすること。

付録（別記第2条関連） （略）